

**日本国内閣府と
ドイツ連邦共和国連邦研究・技術・宇宙省の間での
科学技術・イノベーションにおける協力強化に関する
意向表明書**

内閣府（以下「CAO」という。）及びドイツ連邦共和国連邦研究・技術・宇宙省（以下「BMFTR」という。）は、「科学技術の分野における協力に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定」（以下「協定」という。）に基づく科学技術・イノベーション（以下「STI」という。）における協力の既存の枠組みの重要性を認識する。

特に、CAO と BMFTR（以下、個々を「府省」、総称して「双方」という。）は、過去 50 年間の STI における二国間協力の成果を認識している。昨年開催された協定締結 50 周年記念式典を契機に、双方は今後 STI における二国間協力をさらに深化させる意向である。

双方は、日本の第 6 期科学技術・イノベーション基本計画やドイツの研究・イノベーション戦略など、それぞれの国の研究・イノベーション戦略を認識している。これらの戦略は、両国における、また両国間の科学技術の進歩を促進するための包括的な枠組みとして機能している。

双方は、世界的な課題に取り組み、経済と技術の進歩を推進する上で、破壊的イノベーションが戦略的に重要であることを認識している。双方は、画期的な技術を促進するための重要な仕組みとして、日本のムーンショット型研究開発制度とドイツの連邦飛躍的イノベーション機構（SPRIND）の役割を強調している。

そのため双方は、日独科学技術協力合同委員会といった機会を活用し、今後の研究や破壊的イノベーション、研究成果の社会的応用に関する政策枠組みについて意見交換を行う意向である。

双方は、相互協力の利点を認識しており、量子技術、フュージョン、AI ロボティクスなどの重要な実現技術が不可欠な役割を担っていることを認識しており、これらの分野における技術的・科学的協力を模索する意向である。

双方は、信頼できる持続可能な科学協力の基盤として、研究セキュリティ、研究インテグリティ、科学の自由の重要性を強調する。双方は、特に G7 のような多国間枠組みにおいて、研究セキュリティ及び研究インテグリティに関する政策対話に関与することに専心することを表明する。

本意向表明書は、国際法又は国内法のもとでいかなる権利及び義務を創出することを意図したものではなく、金銭的な意味合いを持つものでもない。

本意向表明書は、双方の書面による同意により、いつでも変更することができる。

いずれの府省も本意向表明書に基づく協力をいつでも終了することができるが、最低 6 か月以上前に、相手の府省に対し協力終了の意思を書面で通知しなければならない。

2025 年 6 月 26 日、ドイツのベルリンにて、2 通の英語文書に署名がなされた。

日本国政府 内閣府

ドイツ連邦政府 連邦研究・技術・宇宙
省

城内 実

ドロテー・ベア

特命担当大臣（科学技術政策）

連邦研究・技術・宇宙大臣